

掛川市告示第116号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。その関係図面は、平成25年12月24日から2週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

平成25年12月24日

掛川市長 松井三郎

市道認定路線表

NO	路線名	起点	終点	重要な経過地
1	宮脇宮下線支線	宮脇字宮下30-1	宮脇字宮下30-2	